

令和7年 熊本県特定最低賃金（輸送用機器製造）に関する

使用者側委員の基本的見解

令和7年 10月 7日

熊本県経営者協会 岩永秀則

9月4日に答申された熊本県の地域別最低賃金は、中央審議会のCランク目安を18円も上回り、プラス82円となり、1,034円に引き上げられる事となった。一昨年の令和4年は前年から45円引き上げられ、昨年はそれを9円上回る54円の引上げだった。そして今年はその昨年を更に28円も上回る82円である。確かに、消費者物価指数の高止まりは続いており、全国的に、他県への人材流失を懸念し、他県の動きを見ながら少しでも高く決めたいという、言わば「後出しジャンケン」状態が続き、全国的に（特にCランクにおいて）目安額を大きく上回る答申がなされた。賃金の原資確保に苦慮する多くの中小・零細事業者は、今まさに、その対策・準備に頭を悩ませている事は容易に推測できる。熊本県においては事業者の準備期間の確保や大雨被害の影響等も考慮され、令和8年1月1日の指定発効日とされるに至ったが、あまりにも急激な引上げによって、我々がこれから審議する、この輸送用機器製造の現行特定最低賃金である1,019円さえも、簡単に超えてしまう結果となった。

もちろん近年の急激な物価上昇を考えれば、最低賃金近傍で生活に苦慮する労働者の賃金を引き上げる事は重要であり、その為の「地域別最低賃金制度」だと思える。しかし、産業別の特定最低賃金は、あくまでもその地域内で、一般労働者よりも優位性を持たせ、その産業への就労意欲を高めるための制度だと認識している。

これから審議する輸送用機器製造業においては、熊本はもとより、全国的に日本経済を牽引している産業である事は間違いないが、アメリカの極端な関税政策の煽りを受け、各社ともその先行きに不安を抱いており、様々な報道によれば、各製造業、特に九州管内の自動車に関しては、5月以降対米輸出額・台数とも大幅な減となっている。15%という税率は当初予測されていた25%からは大きく下がったように思えるが、今迄に比べれば、大きな負担増となっており、各社の2026年3月期決算予測は、軒並み大幅な減益予測となっている。

財務省の4月～6月の法人企業統計調査によれば、製造業全体における経常利益は前年同月比でマイナス11.5%、その内輸送用機器製造においては、マイナス29.7%となっている。

当然、その影響は地方の関連サプライヤーにも及ぶことになり、さらに厳しい

状況になる事は容易に想像できる。むろん、この状況がいつまでも続くわけではないと信じるし、新たな対応力も備え、近いうちにまた十分に盛り返す事が出来ると期待はしているが、経営側としては、決して楽観視はできない。

価格転嫁については、徐々に一定程度進んできてはいるが、取引下位の事業者ほど、特に労務費に関する転嫁率については、まだまだ厳しい状況にある。

地域別最低賃金が、これほど大幅に引き上げられる中では、優位性をもたせるための特定最低賃金の引上げにも限界を感じる。

経団連が出した今年の春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果（最終）によれば、製造業全体の平均では昨年を上回るアップ率 4.57%となったが、業種別で見れば、輸送用機器のみが昨年比でアップ率がマイナスになり、3.90%という厳しい結果となった。

この最低賃金制度は、一度引き上げたら、その時々の方が景気が厳しくなり、経営が難しくなったからと言って引き下げる事はできない。前述した通り、地域別最低賃金が大幅に引き上げられた中で、それをさらに上回るような特定最低賃金額を決める事に躊躇する気持ちもあるが、この業種を支え働く方々への敬意・配慮を示す事も考慮し、一定の引上げには応じたいと思う。

それと同時に、我々としては、この業界を底辺から支えてきた中小企業・小規模事業者の事も十分に考慮しながら、議論を進めたいと思う。